

議員提出議案第1号

ロシア連邦のウクライナ侵攻を非難する決議について

上記の議案を、東広島市議会会議規則（昭和49年議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日

東広島市議会議長 石原賢治様

| | | |
|-----|----------|------|
| 提出者 | 東広島市議会議員 | 北林光昭 |
| 賛成者 | 〃 | 乗越耕司 |
| 〃 | 〃 | 坪井浩一 |
| 〃 | 〃 | 奥谷求 |
| 〃 | 〃 | 中川修 |
| 〃 | 〃 | 加根佳基 |
| 〃 | 〃 | 田坂武文 |

(提案理由)

令和4年2月24日に発生したロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に対して、非難決議を行うことについて議会の議決を求めるものである。

ロシア連邦のウクライナ侵攻を非難する決議

去る2月24日、国際社会の度重なる警告にもかかわらず、ロシア連邦はウクライナへの軍事侵攻を開始した。

ロシア軍は、ウクライナ東部のみならず、首都キエフをはじめ、ウクライナ全土への軍事侵攻を行っている。

これは、力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際連合憲章違反である。

また、その渦中において、プーチン大統領は、核兵器使用を示唆する発言を行うなど、その一連の行為は、唯一の戦争被爆国であり、核兵器廃絶と恒久平和を求め、平和・非核兵器都市を宣言している本市として、決して容認できるものではない。

よって、本市議会は、国際秩序への挑戦ともいえる今回のロシア連邦による軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明すると同時に、即時の戦闘停止とロシア軍のウクライナからの完全撤退を強く求めるものである。

また、政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、当該侵攻の平和的解決に向けて、ロシア連邦をはじめとした関係国政府に対して、国際社会と連携し、迅速かつ厳格な対応を行うよう強く求める。

以上、決議する。

年 月 日

東 広 島 市 議 会